別表法第三十二条第一項第二号に掲げる物件の項の次に次のように加える。

法第三十二条第一項第三号に掲げる施設					
設施助補行運動自					
線他そ導す設し象の検よ置行動る定に五項第二法類のの線る置てと対知るに装運自す規号第二条第		柱そるを通造道路又は類の標表の又状はのの他示示状況交構の柱す況	も他そのののもるけ設に空上		その他のもの
のもるけ設に下地	のの他のそ		のもるけ設に空地		
長さ一メートルにつき一年		一本につき一年	占用面積一平方メートルにつき一年		
九	三一	二、四〇〇	一、五〇〇	九二〇	三、一〇〇
四	一三	一、〇〇〇	六五〇	三九〇	一、三〇〇
三	九	七三〇	四六〇	二七〇	九一〇
二	八	六一〇	三八〇	二三〇	七六〇
二	七	五四〇	三四〇	二〇〇	六八〇

別表法第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設の項中「第三十二条第一項第三号及び第四号」を「第三十二条第一項第四号」に改める。

（道路構造令の一部改正）

第二条　道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。

第三条の二中「第四十条」を「第四十一条」に改める。

第三十一条中「さく」を「自動運行補助施設、柵」に改める。

第四十一条第一項中「前条第三項」を「第四十条第三項」に改め、同条第二項中「並びに前条第一項」を「、第四十条第一項」に、「の規定」を「並びに前条の規定」に改め、同条を第四十二条とする。

第四十条の次に次の一条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第四十一条　歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2　前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3　歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十条第一項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

（道路整備特別措置法施行令の一部改正）

第三条　道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第八条第一項第二十七号又は第十七条第一項第二十三号」を「第八条第一項第二十八号又は第十七条第一項第二十四号」に改める。

第十五条第一項の表第二条第二項第六号の項中「第二条第二項第六号」を「第二条第二項第五号、第七号及び第八号」に改め、同表第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十九条の二第一項、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十三条の二、第四十四条第四項から第七項まで、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の七第一項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の五第三項、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十二、第四十八条の二十七、第六十六条第一項、第六十八条、第六十九条第一項、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項及び第二項、第八十七条第一項、第九十一条第三項、第九十六条第五項の項中「第四十八条の二十七」を「第四十八条の三十二、第四十八条の三十三、第四十八条の五十」に改め、同表第三十九条の二第七項の項を次のように改める。

第三十九条の二第七項、第三十九条の五第二項、第四十七条の八第二項	道路管理者は、	道路管理者は、地方道路公社が
	道路管理者は、機構が	

第十五条第一項の表第三十九条の五第二項の項を削り、同表第四十五条第一項、第四十七条の五、第四十七条の八第一項、第四十八条の十一第二項の項の次に次のように加える。

第四十五条の二第二項	道路管理者は、	機構は、会社が	地方道路公社は、